

## 「関連意匠」に係る意匠審査基準の改訂について（案）

### 1. 関連意匠制度とは

意匠制度は、意匠の創作に対して、一定期間、独占権を付与するものであることから、一の創作に対して二以上の重複した権利の付与は原則認められない（意匠法第9条）。

しかしながら、デザインの開発においては、一つのデザインコンセプトから多くのバリエーションの意匠が創作されることが一般的である。

関連意匠制度は、このような複数のバリエーションの意匠について、所定の要件を満たす場合に関連意匠として登録することを認める制度である。関連意匠として登録された意匠は、本意匠とは別の意匠権であるが、権利期間が（関連意匠の設定の登録ではなく）本意匠の設定の登録から20年以内（令和元年改正後は基礎意匠の意匠登録出願の日から25年）となることや、権利の移転や専用実施権の設定が、本意匠（令和元年改正後は「基礎意匠」）と全ての関連意匠を同時に同一の者に対し行う場合に限られる等、一定の制約を伴う。

### 2. 令和元年の意匠法改正による関連意匠制度の改正

令和元年の意匠法改正により、関連意匠制度は、主に以下の各点について改正された。

- (1) 「関連意匠のみに類似する意匠」の登録可能化
- (2) 関連意匠の出願可能な期間の延長
- (3) 新規性要件、創作非容易性要件、及び先願の規定等の一部適用除外化

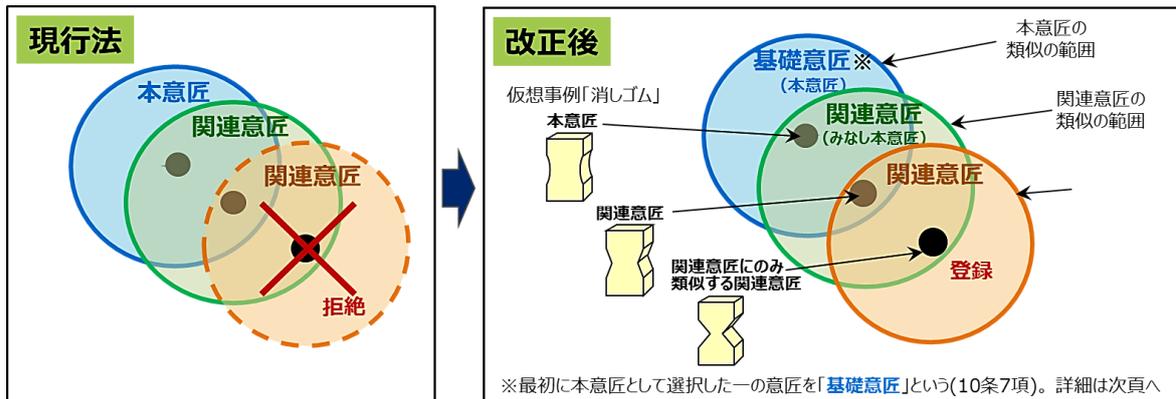
#### (1) 「関連意匠のみに類似する意匠」の登録可能化

現行法においては、本意匠には類似しないものの、関連意匠には類似する意匠については、意匠法第10条第3項の規定により、登録を受けることができない。

この点について、令和元年の意匠法改正においては、製品等のデザインに少しずつ改良を加えていく群の意匠の開発手法が増加していること等を踏まえて、先の関連意匠を本意匠とみなして関連意匠として登録することが認められることとなった

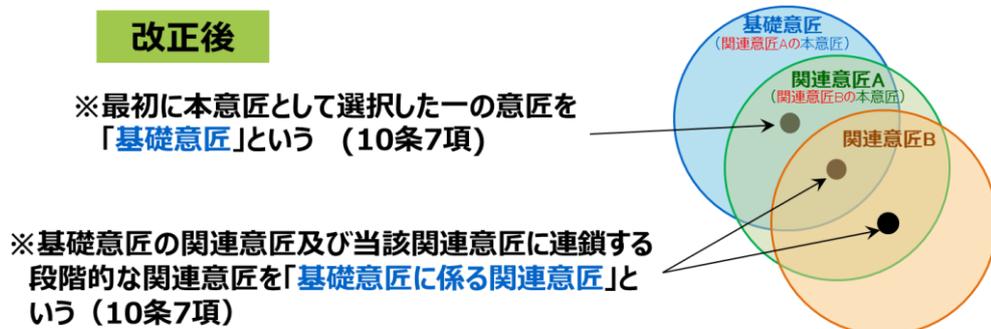
（改正意匠法第10条第4項）。同様に、関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠も登録可能となった。

これにより、改正法施行後の出願については、本意匠として選択した意匠が関連意匠であるか否かを問わず、関連意匠として登録することが認められることとなる。



また、関連意匠にのみ類似する関連意匠を登録可能とすることに伴い、最初に選択した本意匠と、本意匠とみなされた関連意匠とを区別するために、最初に選択した本意匠を、「基礎意匠」と定めた(改正意匠法第10条第7項。以降、本資料において、単に「本意匠」と記載した場合は、「基礎意匠」と「本意匠とみなされた関連意匠」の両者を含むものとする)。

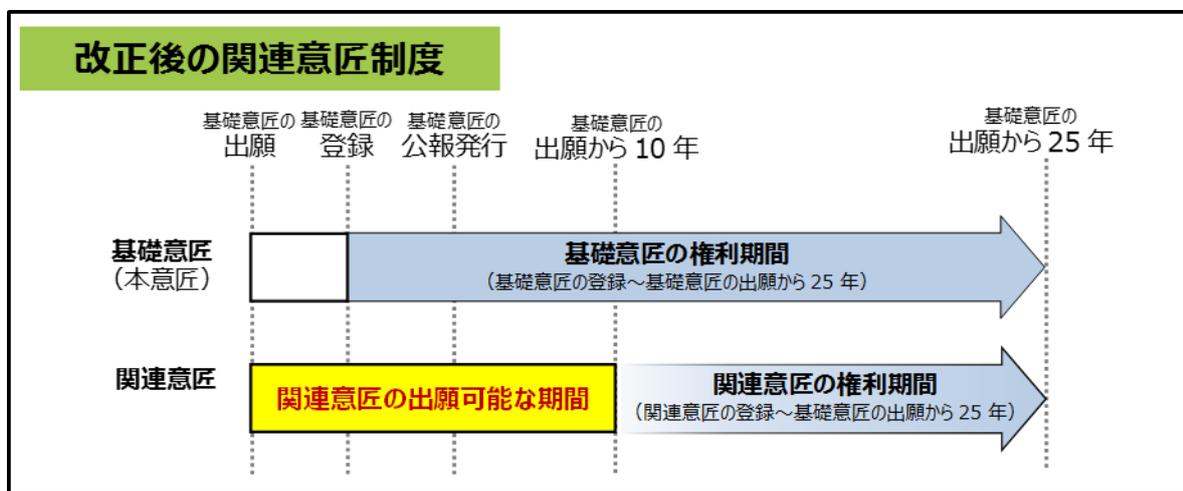
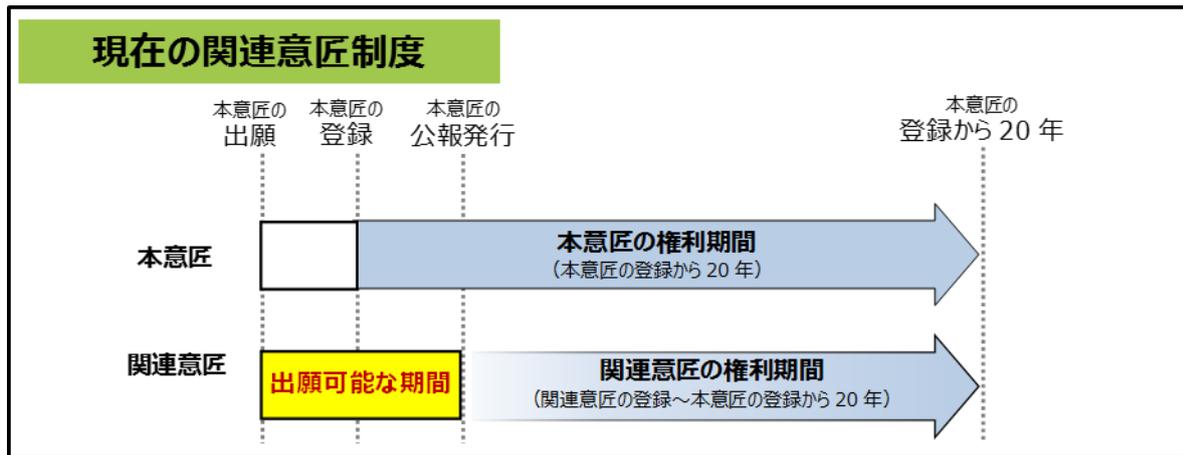
なお、関連意匠の権利期間は、本意匠が基礎意匠であるか、本意匠とみなされた関連意匠であるかを問わず、基礎意匠の出願日から25年経過した日に満了する(改正意匠法第21条第2項)。



## (2) 関連意匠の出願可能な期間の延長

現行法においては、関連意匠を出願できる期間は、本意匠の意匠公報発行日前に限られている。

令和元年の意匠法改正においては、この関連意匠を出願できる期間を、基礎意匠の出願の日から10年を経過する日前までとした(改正意匠法第10条第1項)。



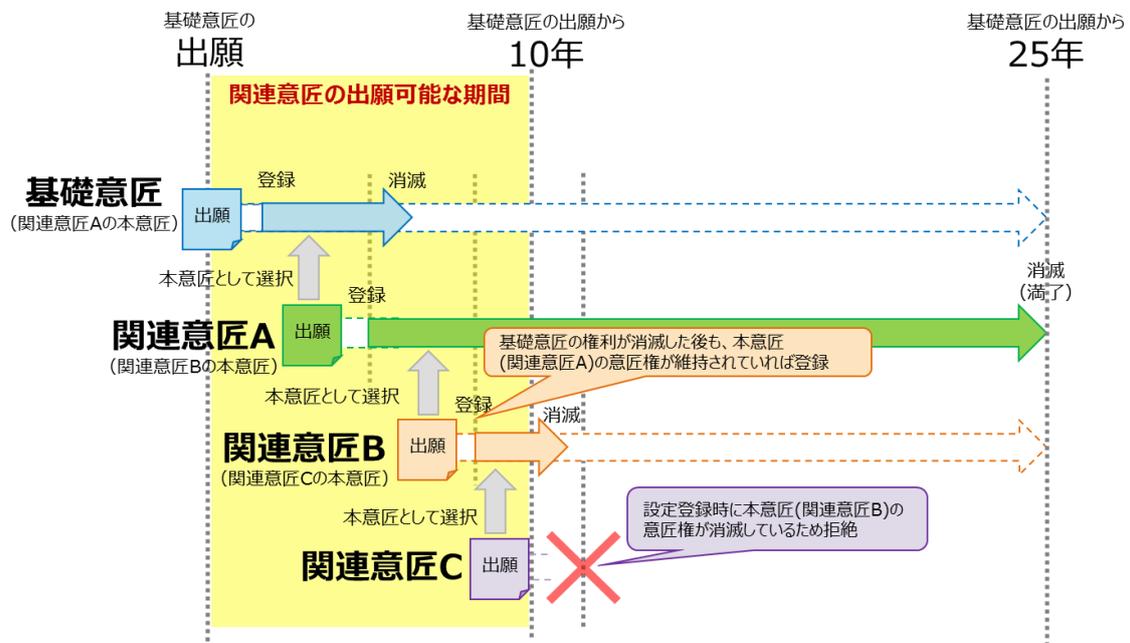
関連意匠の出願期間を基礎意匠の出願の日から10年経過する日前としたことに伴い、関連意匠を登録する時点で、本意匠の2年目以降の登録料を納付しない場合や、無効の審決が確定した場合等、本意匠の意匠権が消滅していることも考えられる。

他方、本意匠の意匠権の消滅後も関連意匠の登録を可能とすると、一度パブリックドメインとなった権利が復活することになるため、第三者の予見可能性が制限されるおそれがある。

このため、基礎意匠の出願から10年を経過する前であっても、消滅等した登録意匠を本意匠とする関連意匠は、登録しないこととした（改正意匠法第10条第1項ただし書）。

また、専用実施権は設定契約で定めた範囲において意匠権と同様の効力を有するものであることから、本意匠及びその関連意匠の意匠権の一部に専用実施権が設定されている場合、権利の重複部分について、二以上の者に物権的請求権が成立することになり、関連意匠制度の制度趣旨に反することとなる。

そこで、令和元年の意匠法改正で関連意匠のみに類似する関連意匠の登録を認めることに伴い、関連意匠を本意匠とみなして関連意匠の登録をする場合においても、本意匠に専用実施権が設定されている場合は意匠登録を受けることができない旨が規定された（改正意匠法第10条第6項）

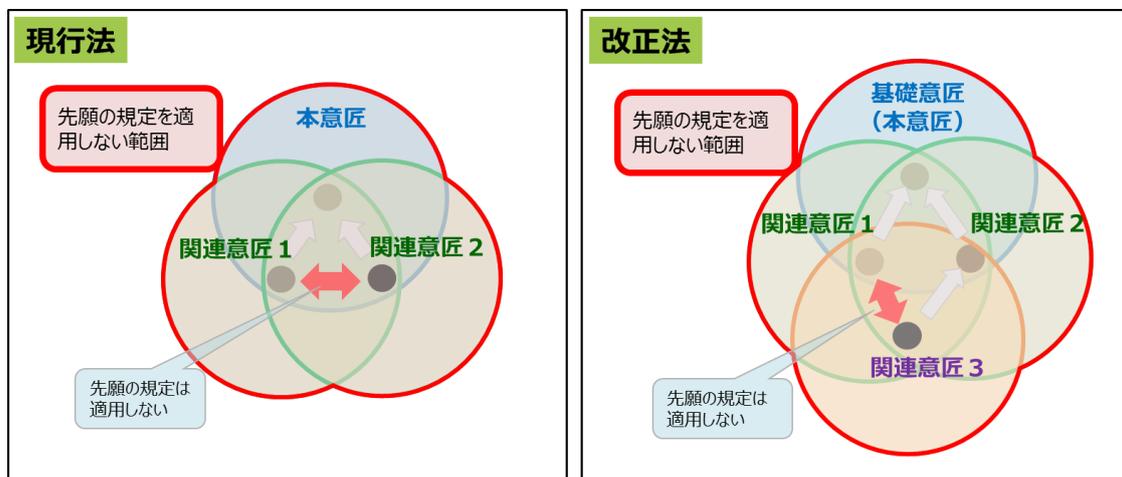


(3) 新規性要件、創作非容易性要件、及び先願の規定等の一部適用除外化

①先願の規定の一部適用除外化

現行意匠法では、本意匠に係る二以上の関連意匠には意匠法第9条第1項又は第2項（先願）の規定は適用しないことが規定されている（意匠法第10条第4項）。

令和元年の意匠法改正では、関連意匠にのみ類似する意匠の登録を認めることに伴い、この先願の規定の適用を除外する対象を、基礎意匠に係る関連意匠の範囲に拡大した（改正意匠法第10条第7項）。



②先願意匠の一部と同一又は類似の規定の適用除外の拡大

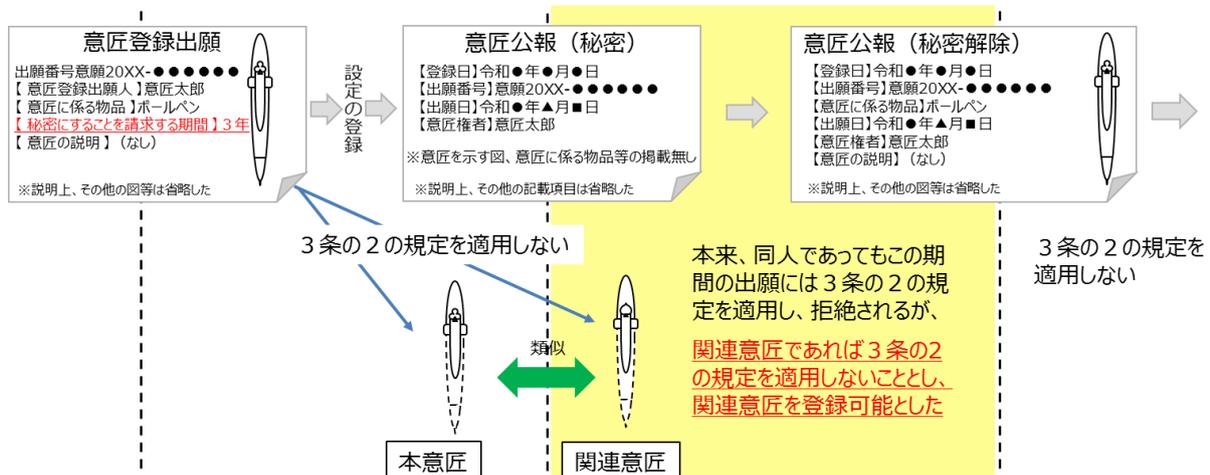
意匠法第3条の2は、先願意匠の一部と同一又は類似の後願の意匠は意匠登録を受けることができない旨を規定している。

これは、先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠は、先願意匠が設定登録され意匠公報が発行される前に出願された場合であっても、新しい意匠を創作したものと認めることはできないため、このような意匠に意匠権を与えることは、新しい意匠の創作を保護しようとする意匠制度の趣旨からみて妥当でないこと、先願として完成品の意匠が出願された後、先願意匠が意匠公報として公知になるまでに、その完成品を構成する部品の意匠が登録されることで権利関係の錯綜を招来していることなどから平成10年の意匠法改正で導入されたものである。

この規定は、平成18年の意匠法改正において、先願の出願人と後願の出願人が同一の者である場合に登録を認める改正をしたが、その際、先願が秘密意匠である場合は、秘密の期間が最長3年であるため、長期間にわたる後日出願が可能となり、実質的な権利期間を延長することにもつながる懸念があること等から、当該秘密期間に出願された後日出願は、同一出願人による場合であっても意匠法第3条の2の規定で拒絶することとした。

令和元年改正では、関連意匠の出願期間を基礎意匠の出願から10年とすることとしたが、関連意匠については、その権利期間が基礎意匠の出願日から起算されるため、実質的な権利期間の延長とならないことや、部分意匠の秘密意匠に対する関連意匠出願をする場合、最初の公報発行から秘密意匠解除公報の間にした出願のみ意匠法第3条の2の規定が適用され拒絶される（秘密意匠解除公報発行後は、意匠法第3条の2は適用されない）ことから、関連意匠として登録される場合に限り、秘密意匠解除公報発行まで同条の規定を適用しないよう、同条ただし書を読み替える規定を設けた（改正意匠法第10条第3項）。

同一出願人への意匠法第3条の2（先願の一部と同一又は類似）の規定の適用



### ③新規性要件の一部適用除外化

令和元年の意匠法改正により、関連意匠として登録される場合、自己の意匠のうち、基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似する公知意匠は、新規性及び創作非容易性の判断の基礎となる資料から除外することとなった（改正意匠法第10条第2項及び同条第8項）。

意匠法第10条第2項及び同条第8項を設けた趣旨は、今回関連意匠の出願可能期間を本意匠の意匠公報発行前までの期間から本意匠の意匠登録出願の日から10年を経過する日までに延長したことにより、関連意匠の出願時には本意匠が意匠公報発行や自己実施などにより公知となっていることが考えられることから、その場合には新規性及び創作非容易性の要件を満たさないとして、拒絶されてしまうことを避けるためのものである。その趣旨を踏まえると、当該条項に規定されている「自己の意匠」は、基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠の出願日以降の意匠に限られるものと解されるべきである。

なお、基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠の出願日より前の自己の公知となった意匠について、第4条に基づく新規性の喪失の例外の適用を受けているものについては、新規性及び創作非容易性の引例から除外する。

## 3. 令和元年意匠法改正による関連意匠制度改正の施行時期

令和元年意匠法改正による関連意匠制度改正の施行時期については、改正法の公布（令和元年5月17日）から一年以内の政令で定める日とされている。

## 4. 関連意匠制度の改正に伴い、基準を整備すべき事項【審議事項】

上記2.に記載した、令和元年の意匠法改正の内容に則して、関連意匠に係る意匠審査基準に関し、以下の各点について改訂を行ってはどうか。

### （1）関連意匠にのみ類似する関連意匠の登録可能化

現行制度における関連意匠にのみ類似する意匠の取り扱いは、現行意匠審査基準73.1.3に記載されている。

法改正後は、本意匠として選択した意匠が関連意匠であるか否かを問わず、関連意匠として意匠登録を受けることが可能となることから、現行意匠審査基準における関連意匠にのみ類似する意匠の取扱いに関する項目を削除してはどうか。

#### 【現行】

#### 73.1.3 関連意匠にのみ類似する意匠の取扱い

意匠登録を受ける自己の関連意匠にのみ類似する意匠については、意匠法第10条第3項の規定により、意匠登録を受けることができない。

関連意匠にのみ類似する意匠とは、意匠登録を受ける自己の関連意匠に類似する意匠であって、その関連意匠に係る本意匠に類似しないものをいう。

**【修正案】 削除**

**(2) 「基礎意匠」**

改正意匠法においては、関連意匠にのみ類似する関連意匠を登録可能とすることに伴い、最初に選択した本意匠と、本意匠とみなされた関連意匠を区別するために、最初に選択した本意匠を、「基礎意匠」と定めた。

これに則して、意匠審査基準上にも、「基礎意匠」等との用語の解説を新たに記載することとしてはどうか。

**【追加基準案】**

**3.1 関連意匠に係る用語の記載**

関連意匠として登録を受けるためには、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうち一の意匠を選択しなければならないが、この選択された意匠のことを「本意匠」という（意匠法第10条第1項）。

また、本意匠のうち最初に選択されたもの、すなわち、「本意匠」であって他の意匠の関連意匠でないものを「基礎意匠」という（意匠法第10条第7項）。また、基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠を「基礎意匠に係る関連意匠」という。

この部においては、基礎意匠にのみ該当する事項については「基礎意匠」と、基礎意匠だけでなく、その他の本意匠にも該当する事項については「本意匠」と記載する。

**(3) 関連意匠の出願可能期間の延長**

関連意匠を出願できる期間の扱いは、現行意匠審査基準73.1.1.3に定められている。

令和元年の意匠法改正で、この関連意匠を出願できる期間を、基礎意匠の出願の日から10年を経過する日前としたことに則して、意匠審査基準上の、関連意匠の当該出願可能な期間の記載の修正を行ってはどうか。

なお、現行意匠審査基準73.1.1.3以下においては、この判断の基準日について、意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願(73.1.1.3.1)、パリ条約による優先権主張を伴う意匠登録出願(73.1.1.3.2)及び国際意匠登録出願(73.1.1.3.3)の場合の規定が定められているが、これらの考え方は

改正後も維持してはどうか。

**【現行】**

73.1.1.3 本意匠の意匠登録出願の日以後であって、本意匠に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前に出願された意匠登録出願であること

関連意匠の意匠登録出願の出願日が、本意匠の意匠登録出願の出願日以後であって、本意匠に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。※）の発行の日前である場合は、意匠法第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、関連意匠について意匠登録を受けることができる。この意匠公報には、秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報のうち、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容の掲載されていない意匠公報（秘密意匠に係る1回目の意匠公報が含まれるため、本意匠が秘密にすることを請求した意匠であっても、通常の意匠と同じく1回目の意匠公報の発行の日前までの関連意匠の意匠登録出願であることが要件となる。

※ この意匠公報には、国際意匠登録出願の場合における国際公表の国際意匠公報は含まれないが、当該国際公表された国際意匠公報に掲載された意匠は、意匠法第3条第1項第2号に規定する意匠（日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠）に該当することに注意を要する。

**【修正案】**

3.3.3 基礎意匠の意匠登録出願の日以後、10年を経過する日前に出願された意匠登録出願であること

関連意匠は、その意匠登録出願の出願日が、基礎意匠の意匠登録出願の出願日以後であって、出願日から10年経過する日前でなければならない。

なお、基礎意匠の意匠登録出願の出願日及び関連意匠の出願日のいずれについても、優先権主張の効果が認められる場合は、意匠法第10条第1項の規定の適用については優先日に基づき判断される

**(参考)****73.1.1.3.1 意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願の意匠法第10条第1項の規定の判断の基準日**

意匠法第10条の2第1項の規定による意匠登録出願の分割、意匠法第13条第1項又は第2項の規定による特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更あるいは意匠法第17条の3の規定による補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願において、手続が適法に行われた場合、これらの意匠登録出願はもとの出願の時あるいは手続補正書を提出した時にしたものとみなされる。

ただし、意匠法第10条第1項の規定は、意匠登録出願の日単位で判断することから、分割による新たな意匠登録出願、変更による新たな意匠登録出願及び補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願について、関連意匠の出願日が本意匠の出願日以後であって、本意匠に係る意匠公報の発行の日前に出願された意匠登録出願であると認められるか否かは、遡及が認められたもとの出願の出願日あるいは手続補正書の提出日を判断の基準日とする。

**73.1.1.3.2 パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願の意匠法第10条第1項の規定の判断の基準日**

パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願について、関連意匠の出願日が本意匠の出願日以後であって、本意匠に係る意匠公報の発行の日前に出願された意匠登録出願であると認められるか否かは、我が国への出願日ではなく第一国の出願日によって判断する。

したがって、優先権等を主張する出願であって、意匠法第10条第1項の規定により関連意匠の意匠登録を受けようとする出願については、その主張が適正であるとき、第一国の出願日を判断の基準日とし、関連意匠の出願日が本意匠の出願日以後であって、本意匠に係る意匠公報の発行の日前に出願された意匠登録出願であるか否かの判断を行う。

**73.1.1.3.3 国際意匠登録出願の意匠法第10条第1項の規定の判断の基準日**

国際意匠登録出願について、関連意匠の出願日が本意匠の出願日以後であって、本意匠に係る意匠公報の発行の日前に出願された意匠登録出願であると認められるか否かは、意匠法第60条の6第1項の規定により意匠登録出願がされたとみなされる国際登録の日を判断の基準日とする（ただし、パリ条約による優先権等の主張が適正になされている場合を除く。）。

**(4) 本意匠消滅後の関連意匠登録の禁止**

関連意匠の設定登録の時点で本意匠が消滅していないこと、との要件は、現行意匠審査基準上定められていない。そこで、改正意匠法第10条第1項ただし書の規定に従い、以下のように新たに記載を行ってはどうか。

**【追加基準案】****3.4.1 本意匠の意匠権が消滅等していないこと**

関連意匠の意匠権の設定の登録の際に、その本意匠の意匠権が第44条第4項の規定により消滅しているとき、無効にすべき旨の審決が確定しているとき、又は放棄されているときは、意匠法第10条第1項の規定に従い関連意匠を登録することはできない。

よって、審査官は、関連意匠に対し意匠登録をすべき旨の査定をしようとするとき、その本意匠の意匠権が第44条第4項の規定により消滅していないこと、無効にすべき旨の審決が確定していないこと、及び放棄されていないことを確認する。

**(5) 本意匠及びその関連意匠についての専用実施権の設定制限**

本意匠の意匠権に関連意匠を出願できる期間の扱いは、現行意匠審査基準73.1.2に定められている。

令和元年の意匠法改正で、関連意匠を本意匠とみなして関連意匠の登録をする場合においても、本意匠に専用実施権が設定されている場合は意匠登録を受けることができない旨が規定された（改正意匠法第10条第2項）。当該改正に則して、現行意匠審査基準上の記載に、必要な修正を加えてはどうか。

**【現行】****73.1.2 本意匠の意匠権について専用実施権が設定されている場合の取扱い**

専用実施権が設定されている意匠権に係る意匠を本意匠とする関連意匠については、意匠法第10条第2項の規定により、意匠登録を受けることができない。

本意匠及びその関連意匠の意匠権についての専用実施権は、意匠法第27条第1項の規定により、全ての意匠について同一の者に対して同時に設定しなければならない。

**【修正案】****3.4.2 本意匠の意匠権に専用実施権が設定されていないこと**

専用実施権が設定されている意匠権に係る意匠を本意匠とする関連意匠については、意匠法第10条第2項の規定により、意匠登録を受けることができない。

よって、審査官は関連意匠に対し意匠登録をすべき旨の査定をしようとするとき、その本意匠に専用実施権が設定されていないことを確認する。

なお、本意匠に専用実施権が設定されている場合であっても、当該専用実

施権の抹消（注）が登録された場合は、当該本意匠に対して関連意匠を登録することが可能となる。

（注）意匠法第27条第1項の規定により、この場合、基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠の意匠権についての専用実施権の抹消登録は、全ての意匠について同時に設定しなければならない。

## （6）先願の規定の適用除外の拡大

現行意匠法では、本意匠に係る二以上の関連意匠には意匠法第9条第1項又は第2項（先願）の規定は適用しないことが規定されている（意匠法第10条第4項）。

令和元年の意匠法改正により、関連意匠にのみ類似する意匠の登録を認めることに伴い、この先願の規定の適用を除外する対象が、基礎意匠に係る関連意匠の範囲に拡大された（改正意匠法第10条第7項）。

そこで、現行意匠審査基準における「本意匠に係る二以上の関連意匠同士が類似する場合の取扱い」の項を、当該改正に則して以下のとおり修正してはどうか。

### 【現行】

#### 73.1.4 本意匠に係る二以上の関連意匠同士が類似する場合の取扱い

関連意匠の意匠権同士は、本意匠と共に存続期間や移転及び専用実施権の設定について制限を受け、重複部分に関する調整を受けるものであることから、意匠法第10条第4項の規定により、一の本意匠に係る関連意匠同士が類似することをもって、意匠法第9条第1項及び第2項の規定は適用しない。

本意匠が消滅した場合に存続する関連意匠同士についても同様とする。

本意匠が意匠権の放棄、登録料の不納付、無効審決の確定で消滅した場合及び本意匠の意匠登録出願の日が意匠法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十五号。以下「改正法」という。）の施行の前で改正法附則第二条第一項の規定によりその例によるものとされた改正前の意匠法（昭和三十四年法律第二百五号。以下「旧意匠法」という。）第二十一条第一項の規定により存続期間が終了した場合に、関連意匠の意匠権は存続するが、このときに存続することとなる類似する関連意匠同士についても、それぞれの意匠が同等の創作的価値を有していること、及び権利関係の安定性の確保を考慮して、本意匠を中心として設けられた制限関係を有したまま存続することとし、関連意匠同士が類似することをもって意匠法第9条第1項及び第2項の規定には該当しないものとする。

**【修正案】****3.5 先願の規定の適用について**

審査官は、基礎意匠及び当該基礎意匠に係る関連意匠がそれぞれ類似する場合、それらの間において意匠法第9条第1項及び第2項の規定は適用しない（意匠法第10条第1項、同第4項、同第7項）。

また、基礎意匠が意匠権の放棄、登録料の不納付、無効審決の確定で消滅した場合に存続する関連意匠同士についても同様とし、一の基礎意匠に係る関連意匠同士が類似する場合であっても、意匠法第9条第1項及び第2項の規定は適用しない。

**（7）先願意匠の一部と同一又は類似の規定の適用除外の追加**

令和元年の意匠法改正で、関連意匠として登録される場合に限り、同人の先願に対する意匠法第3条の2の規定を適用しないこととなった。

そこで、意匠審査基準上に、当該改正に則した新たな項目を、以下のとおり設けることとしてはどうか。

**【追加基準案】****3.6 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外の規定の適用について**

先の意匠登録出願の出願人と関連意匠の意匠登録出願の出願人とが同一の者である場合は、審査官は、意匠法第3条の2において規定する、先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外の規定の適用は行わない（意匠法第10条第3項）。

**（8）新規性等の規定から適用除外する意匠の時期的制限**

令和元年改正意匠法第10条第2項及び同条第8項では、関連意匠登録出願における新規性及び創作非容易性要件の適用除外が規定された。

そこで、意匠審査基準上に、当該改正に則した新たな項目を、以下のとおり設けることとしてはどうか。

**【追加基準案】****3.7 新規性及び創作非容易性の規定の適用について**

公知となった、関連意匠の意匠登録出願の出願人の意匠（以下、「自己の意匠」という。）のうち、基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似する意匠については、審査官は、当該関連意匠の新規性及び創作非容易性の判断の基礎となる資料から除外する（意匠法第10条第2項、同第8項）。

**(9) 新規性等の適用除外における「自己の意匠」**

令和元年改正により、基礎意匠や基礎意匠の共通する関連意匠出願には、自らの公知意匠のうち、基礎意匠や基礎意匠の共通する関連意匠出願に類似する意匠は、新規性や創作性の判断の基礎となる資料から除外することとした（改正意匠法第10条第2項及び第8項）。

平成10年の意匠法改正以前の意匠審査基準では、類似意匠について、自己の公知意匠を先行する意匠とみなさない旨定めていたが、どのような公知資料まで自己の公知意匠と取り扱うかまでは定められていなかった。

当時に比べ、近年はより意匠の創作や実施が複雑化していることを踏まえると、自己の意匠とは何か、また、どこまでの公知資料を自己の意匠と取り扱うかについての、審査判断における考慮事項を、以下のとおり意匠審査基準上に記載すべきではないか。

**(参考) 平成10年 意匠審査基準 一部抜粋****第8章 法第10条・類似意匠**

(審査基準)

10-1000	<p>I 自己の登録意匠にのみ類似する意匠</p> <p>自己の登録意匠にのみ類似する意匠とは、自己の登録意匠に類似する意匠であって、その出願日に先行する意匠（他人の先願意匠、他人の登録意匠、他人の公知意匠などをいう）に類似しないものをいう。</p> <p>ただし、自己の登録意匠と同一と認められる自己の公知意匠は、先行する意匠とみなさない。</p>
---------	---

(説明)

《10-1000》

・・・(略)・・・また、自己の意匠と同一と認められる実施意匠等の自己の公知意匠は、制度の趣旨から拒絶の理由に引用されない。

・・・(略)・・・

**【追加基準案】****3.7.1 意匠法第10条第2項及び同第8項の規定における自己の意匠とは**

自己の意匠とは、関連意匠の意匠登録出願人自らが意匠権又は意匠登録を受ける権利を有している意匠をいう。

**3.7.2 意匠法第10条第2項及び同第8項の規定が適用される公知意匠の公開時期等**

審査官は、公知となった自己の意匠であって、以下の（１）ないし（３）のいずれかに該当するものに限り、意匠法第10条第2項又は同第8項の規定を適用する。

- （１）基礎意匠と同一又は類似する意匠であって、当該基礎意匠の出願時（優先権主張の効果が認められる場合は、当該優先権主張の基礎となる第一国の出願日。以下、3.7.2内において同じ。）以降に公知となったもの
  - （２）基礎意匠に係る各関連意匠とそれぞれ同一又は類似する意匠であって、対応する当該各関連意匠の出願時以降に公知となったもの
  - （３）基礎意匠及び基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似する意匠であって、基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠において、新規性喪失の例外の規定が適用されている意匠
- （注）外国等において公知となった意匠の場合には、上記（１）又は（２）の判断にあたり、時差も考慮して判断する。

### 3.7.3 消滅等した関連意匠と同一又は類似の自己の意匠に対する意匠法第10条第8項の規定の適用について

審査官は、公知となった自己の意匠が、出願された意匠の基礎意匠に係る関連意匠のうち、以下の（１）ないし（７）のいずれかと同一又は類似のものであるときは、意匠法第10条第8項の規定の適用をせず、出願された関連意匠の新規性及び創作非容易性の判断の基礎とする資料として取り扱う。

- （１）当該関連意匠の意匠登録出願が放棄されたとき
- （２）当該関連意匠の意匠登録出願が取り下げられたとき
- （３）当該関連意匠の意匠登録出願が却下されたとき
- （４）当該関連意匠の意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したとき
- （５）当該関連意匠の意匠権が意匠法第44条第4項の規定により消滅したとき
- （６）当該関連意匠の意匠権を無効にすべき旨の審決が確定したとき
- （７）当該関連意匠の意匠権が放棄されたとき

（注）公知となった自己の意匠が、出願された意匠の基礎意匠と同一又は類似のものであるときも同様の取扱いとし、基礎意匠の意匠権が上記（５）ないし（７）と同様に消滅等したときは、意匠法第10条第8項の規定の適用をせず、出願された関連意匠の新規性及び創作非容易性の判断の基礎とする資料として取り扱う。

### 3.7.4 意匠法第10条第2項及び同第8項の規定の適用において考慮する事項

(1) 公知意匠については、意匠に係る物品等の製造者、販売者等が明記されていない場合も多いことから、審査官は、以下 a ないし d の各点等を考慮しつつ、意匠法第10条第2項及び同第8項の規定における「自己の意匠」に該当するか否かを判断する。

なお、意匠法第10条第2項及び同第8項の適用にあたり、公知となった意匠がいずれの者の意匠であるかの判断については、当該公知意匠の公知時を基準として判断する。

- a 公知意匠に示されている標章等が、当業者の一般的な知識から出願人の標章等であることが明らかな場合は「自己の意匠」と扱う。
- b 公知意匠が、関連意匠の意匠登録出願の出願人から意匠権の実施の許諾を受けて実施していることが推測できる場合は「自己の意匠」と扱う。
- c 意匠権の移転があり、移転される前の意匠権者と公知意匠の公開者が一致する場合、又は公知意匠に関するその他の記載により、関連意匠の意匠登録出願の出願人から、当該公知意匠の実施者に事業承継がなされていることが明確である場合等は「自己の意匠」と扱う。
- d 関連意匠の意匠登録出願の出願人が複数の者による共同出願である場合に、公知意匠の実施者にそのうちの一人が含まれている場合「自己の意匠」と扱う。

(2) 審査官が新規性又は創作非容易性の判断の根拠として提示した公知意匠について、出願人から、意匠法第10条第2項及び同第8項の規定における「自己の意匠」に該当するとの旨の反論がなされた場合

- a 出願人から、当該公知意匠について、証拠等の裏付けが無く、単に自己の意匠であるとの内容の反論のみがなされた場合

この場合は、具体的な根拠が示されていないので、審査官はその反論を採用しない。

- b 出願人から、当該公知意匠について、具体的根拠を示しつつ自己の意匠であるとの内容の反論がなされた場合

この場合は、審査官は、出願人からの反論を具体的根拠等に照らして検討し、当該公知意匠に対して、意匠法第10条第2項及び同第8項の規定を適用すべきであるとの心証を形成した場合は、当該公知意匠を新規性又は創作非容易性の判断の根拠とする資料としない。

他方、出願人からの反論や具体的根拠の内容に疑義を抱かせる証拠を発見した場合は、審査官はその反論を採用しない。

### 3.7.5 基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠が部分意匠である場合の意匠法第10条第2項及び同第8項の規定の適用について

基礎意匠やそれに係る関連意匠が部分意匠である場合は、審査官は、意匠法第10条第2項及び同第8項の規定の適用については、自己の公知意匠における、基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠の意匠登録を受けようとする部分に相当する部分を、新規性や創作非容易性の判断の根拠とする資料から除外する。

### 3.7.6 公知となった自己の意匠に他人が創作したものが加えられている場合の意匠法第10条第2項及び同第8項の規定の適用について

公知となった自己の意匠に他人が創作したものが加えられている場合であっても、自己の意匠を区別して認識出来る場合は、審査官は、他人が創作したものを除いた、基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似の意匠を、新規性や創作非容易性の要件の根拠となる資料から除外する。

## (10) 審査の進め方

関連意匠制度が拡充したことに伴い、基礎意匠に係る関連意匠の関係が複雑化する。このような状況を踏まえ、関連意匠の審査における意匠法第9条及び第10条の適用事例について整理し、明らかにするべきではないか。

なお、現行の意匠審査便覧においては、同一出願人により出願された二以上の意匠登録出願に係る意匠法第9条及び第10条の規定の適用について、多数の事例を挙げ、それぞれの審査運用について解説を行っている。

そこで、今回の法改正後の新たな審査運用についても、現行の審査便覧の記載を修正しつつ追記することとしてはどうか（今回新たに加える事例：参考資料3）。

(了)